二　受けようとする資格の特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有し、かつ、特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了した者

第二十三条の三第一項中「の各号」を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　前項に定めるもののほか、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、特定操縦免許を受ける者の乗船履歴に応じ、小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域についての限定（次項及び第二十三条の二十六第一項において「履歴限定」という。）をすることができる。

4　前項の規定による履歴限定は、その特定操縦免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。

第二十三条の七第一項第二号中「第二十三条の三十六」を「第二十三条の四十」に、「第二十三条の三十七第一項」を「第二十三条の四十一第一項」に改める。

第二十三条の十第一項中「第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六」を「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十」に、「以下」を「同条及び第二十三条の三十二において」に改める。

第二十三条の十一の表第七条の二第三項第三号の項中「第二十三条の二十九及び第二十三条の三十」を「第二十三条の三十三及び第二十三条の三十四」に、「第二十三条の二十六」を「第二十三条の三十」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節　登録特定操縦免許講習機関等

第二十三条の三十八中「第二十三条の三十六」を「第二十三条の四十」に改め、第三章第五節中同条を第二十三条の四十二とし、第二十三条の三十七を第二十三条の四十一とする。

第二十三条の三十六第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同条を第二十三条の四十とする。

第三章第四節中第二十三条の三十五を第二十三条の三十九とする。

第二十三条の三十四中「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の三十六第一項」に改め、同条を第二十三条の三十八とする。

第二十三条の三十三の前の見出しを削り、同条を第二十三条の三十七とし、同条の前に見出しとして「（小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者）」を付する。

第二十三条の三十二を第二十三条の三十六とし、第二十三条の三十一を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の三十中「第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七」を「第二十三条の三十及び第二十三条の三十一」に、「第二十三条の二十六第一項第一号」を「第二十三条の三十第一項第一号」に改め、第三章第三節中同条を第二十三条の三十四とし、第二十三条の二十九を第二十三条の三十三とし、第二十三条の二十八を第二十三条の三十二とし、第二十三条の二十七を第二十三条の三十一とする。

第二十三条の二十六第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）」を「小型船舶関連事業者」に改め、同号イ中「（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）」を削り、同号ロ中「（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）」を削り、同条第二項第二号中「第二十三条の二十八」を「第二十三条の三十二」に改め、同条を第二十三条の三十とし、第二十三条の二十五を第二十三条の二十九とし、第三章第三節中同条の前に次の四条を加える。

（登録特定操縦免許講習機関の登録）

第二十三条の二十五　特定操縦免許講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第二十三条の二十六　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る特定操縦免許講習が、次の表の上欄の各号に掲げる施設及び設備の全てを用いて、同表の下欄の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

施設及び設備	講師の条件
一　講義室	一　十八歳以上であること。
二　実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。）	二　過去二年間に特定操縦免許講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三条の二十八において「特定操縦免許講習事務」という。）に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
三　実習用小型船舶	三　次のいずれかの条件を満たす者であること。
四　水路図誌	イ　五級海技士（航海）の資格若しくは五級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る海技免許を有する者であつて当該海技免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
五　航海計器	ロ　一級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許（技能限定及び履歴限定がされていないものに限る。）を有する者であつて一年以上小型船舶（特殊小型船舶を除く。）に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
六　操舵設備、係船設備及び航海用具	
七　救命器具	
八　信号装置	
九　国際信号旗	
十　国際信号書	
十一　危険物による事故の際の応急医療の手引書	
十二　教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	

備考　上欄中第六号から第九号までの設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（第四号において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第二十三条の三十第一項第二号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するもの

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十三条の三十第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十三条の三十第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。